

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院の令和6年の手術件数

区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	38
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	12
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	171

区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	13
イ	水頭症手術等	33
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	1
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	7
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	2
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術の件数

118

その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	43
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	124
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しない ものを含む。）及び体外循環を要する手術	70
経皮的冠動脈形成術	46
急性心筋梗塞に対するもの	2
不安定狭心症に対するもの	4
その他のもの	15
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	27
不安定狭心症に対するもの	35
その他のもの	167